

令和2年度 保育所入所案内



- 受付期間 : 令和元年11月11日(月)～令和元年11月29日(金)
受付時間 : 8時30分～17時まで(原則として、12時～13時は除く)
受付場所 : 中城村役場 こども課(新規申込及び待機中の児童)
※在園児の継続利用申込は各保育所にて受付出来ます。

※ 土日・祝祭日を除く。

※ 申込書等の配布は、令和元年10月21日(月)より、福祉課と役場HP及び中城村の子育て支援サイト「すくすくなかぐすく」にて配布します。

※ 書類に不備がある場合は受付できません。また、受付期間を過ぎた場合は自動的に待機となります。

☆認可保育園とは

保護者が働いていたり、病気等の状態にあるため家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。したがって、すべての家庭の児童が無条件に入所できるわけではありませんので、『保育の必要な事由』をご確認の上、お申込ください。

☆保育の必要な事由

①就労	1か月に64時間以上労働する事を常態としていること。
②妊娠・出産	妊娠中であるかまたは産後間もないこと。(産前3か月・産後3か月)
③病気・障がい等	病気もしくは負傷していること。精神もしくは身体に障がいを有していること。
④親族の介護・看護等	同居の親族を常時介護または看護していること。(長期入院・入所の親族を含む。)
⑤災害復旧等	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥求職活動	求職活動を行っていること。(利用期間: 求職開始から90日間)
⑦就学	学校や職業訓練校に通学していること。
⑧虐待等	虐待やDVのおそれがあること。
⑨育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要なこと。
⑩その他	上記に類する状態として村長が認める場合。

☆入所対象児童

0歳児から小学校就学前までの児童のうち保育の必要な事由に該当し、2号又は3号認定を受け、中城村に住民票を有する世帯が対象です。※認定については2ページを参照してください。

《 注 意 》

1. 育児休業中の児童の4月1日入所においては、5月1日までに職場復帰をする事が入所条件となります。(一斉申込の場合)
2. ご出産予定のある方は必ず申込書に記載してください。
3. お子様の発達面、健康面で気になることがありましたら、入所申込時に窓口で相談してください。
4. 保育料・その他村税の納付状況も入所審査に影響します。(マイナス査定を行うため継続での利用が難しくなります)
5. 今現在、在園児で次年度以降も在園を希望する方と現在待機児童で次年度入所希望の方も申込が必要となります。

1) 保育所入所（園）申込について

今年度より在園児の申込方法が変わります。在園中で継続利用の方は通われてる保育施設での受付。新規申込及び待機中の児童は、こども課での受付です。また、兄弟児の新規申込も中城村役場での受付です。

2) 保育の必要性の認定について

保育所（園）の利用を希望する場合は、中城村が行う「支給認定」を受ける必要があります。子どもの年齢や保護者の状況に応じて、利用できる施設や利用時間が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合。	保育所（園）・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合。	保育所（園）・認定こども園・地域型保育

3) 保育の利用区分について

保育施設を利用するため、2号認定または3号認定を受けた方は、保護者の就労等の時間に応じて保育施設の利用時間が「保育標準時間」か「保育短時間」に区分されます。

	就労時間	保育時間	備考
保育標準時間	月120時間以上フルタイム就労を想定	最長11時間	・妊娠・出産・災害復旧 ・虐待やDV
保育短時間	月64時間以上120時間未満パートタイムを想定	最長8時間	・育児休業・求職活動等

4) 利用時間のイメージ



※上のような施設の場合、短時間認定の方が8：15～17：15まで利用した場合、16：15～17：15は延長保育となります。

※保育短時間の時間帯・延長保育等については、7P～8Pの施設一覧をご確認ください。

5) 申し込みに必要な書類（書類不備の場合は受付出来ません）

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書（児童1人につき1枚）
 - ②同意書
 - ③児童調査票
 - ④申請書に記載されている方々の個人番号がわかる書類（個人番号カード、個人番号通知カード）
 - ⑤申請者（窓口に来られる方）の身分がわかるもの（運転免許書・保険者証等）
 - ⑥保護者・同居人の就労状況等を証明する書類（次のページをご覧ください）
 - ⑦世帯の状況により必要な書類
 - ⑧特別支援保育を希望される場合は「身体障害者手帳」又は「療育手帳」又は「特別児童扶養手当証書」のコピー、もしくは医師の診断書（村心理士による意見書でも可能）を提出してください。
- ※⑥・⑦の書類は2名以上申し込む場合、原本1部のみ提出で構いません。

⑥保護者・同居者の就労状況等を証明する書類

※18歳～65歳までの同居者（全日制高校に通学中の方を除く。また、世帯分離していても住所が同じ場合は提出が必要）の、就労状況等を証明する書類も必要です。提出が無い場合は、マイナス査定を行いますのでご了承ください。

保護者の状況	提出書類
勤務又は採用予定の方	「勤務証明書」※福祉課指定の様式 (本人記載は無効。また、日付・記入担当者印のないものも無効です。)
自営業・農業・内職の方	「自営業・農業申立書/内職証明書」※福祉課指定の様式 (指定様式に必要な事項を記入の上、次のア～ウのいずれかを証明として提出して下さい。 ア.営業証明書 イ.商工会議所や組合等による証明 ウ.営業収入が記載されている申告書の写し ※ア～ウの証明書が提出出来ない方は、指定様式に民生委員からの証明が必要です。
育児休業中の方 ※育児休業中に既に保育所を利用している子どもがいて、継続で利用が必要な場合	★「勤務証明書」※こども課指定の様式 (育児休業期間・職場復帰日の記載が無いものは無効です。)
出産予定の方 産前3か月～産後3か月	「母子手帳の出産予定日が記載されているページの写し」
病気の方	「医師の診断書（保護者用・同居者用）」※こども課指定の様式
同居親族の介護・看護	「医師の診断書（看護・介護用）」と「看（介）護申立書」※こども課指定の様式
就学している方	「在学証明書」と「時間割表の写し」
求職活動中の方	「求職申立書」（※こども課指定の様式）と「ハローワークカードの写し」
災害復旧の方	「罹災証明書」

※書類提出後、書類に関する調査・審査を行います。タイムカードや給与明細等を提出していただく場合もございます。

※勤務証明に虚偽があった場合は、入所を取り消します。

⑦世帯の状況により必要な書類

申告の状況	提出書類
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・「戸籍謄本（ひとり親とわかるもの）」 ・「児童扶養手当受給者証」の写し ・「母子父子医療費受給者証」の写し ・「遺族年金受給者証」の写し <p style="text-align: center;">※上記4つのうち、どれか1つの提出をお願いします。</p>
障がい者（児）のいる世帯	「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」 「特別児童扶養手当証書」、「障害基礎年金受給者証」
生活保護世帯	「被保護証明書」
中城村に転入された方 (平成31年1月2日以降)	★「令和元年（平成31年）度所得課税証明書」（H31.1.1時点住所地での発行） ※申込書にマイナンバーの記載があれば省略可能
中城村に転入された方 (令和2年1月2日以降)	★「令和2年度所得課税証明書」（R2.1.1時点住所地での発行） ※申込書にマイナンバーの記載があれば省略可能 (令和2年7月末までに提出。対象者には別途通知を送付予定)
転入予定の方	転入に関する誓約書 ※令和2年3月31日までに中城村に転入している必要があります。
軍人・軍属の方	2018 W-2（平成30年中の収入が確認できるもの）
	2019 W-2（令和1年中の収入が確認できるもの） (令和2年7月末までに提出。対象者には別途通知を送付予定)

※在園児の方で既に「平成31年度所得課税証明書」を提出している方については再提出の必要はありません

6) 保育料について

① 保育料の算定について

保育料は、父母の村民税所得割課税額（住宅ローン控除・寄付金控除の控除前の額）を合算した額で決定します。基本的には児童の両親の課税状況で判断しますが、両親の収入が生活保護基準以下の場合は、同居人（祖父母等）の課税状況も含めて保育料の算定を行います。※世帯分離していても住所が同じであれば同居とみなします。

② 保育料の軽減について

きょうだい児が、認可保育所や認定こども園等に入園している場合、保育料の多子軽減制度が適用されます。※就学前児童からカウントして、第2子が半額、第3子以降が無料となります。

しかし、村民税所得割合算額が、57,700円未満の世帯は多子軽減制度の年齢制限が撤廃されます。

【例】所得割課税額が57,700円未満世帯で第1子（小学3年生）、第2子（小学1年生）、第3子（2歳児）上記のような場合、第3子（2歳児）の保育料は第3子目とカウントし保育料は無料となります。

③ 寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻暦のない母子（父子）に対し、寡婦（夫）控除のみなし適用し利用者負担額を算定します。

「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても利用者負担額の変更がない場合がありますので予めご了承ください。また、利用者負担額の算定のみ適用となりますので、税法上の控除は受けられません。申請用紙の世帯状況の記載もお忘れなくお願い致します。

④ 保育料の切り替えについて

保育料は、4～8月分はR1年度村民税で算定を行い、9月分以降はR2年度村民税にて算定を行います。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定方法	R1年度の村民税所得割で算定。 (H30年中の収入)					R2年度の村民税所得割で算定。 (令和元年(平成31年)中の収入)						

※上記の切り替え以外に世帯の状況に変動があった場合、保育料が変更となることがありますので、必ずご連絡をお願いします。(婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給開始、求職活動から就労への変更等)

⑤ 課税状況が確認できな方について

未申告や転入等により課税情報が確認できない場合は、保育料を算定することができないため、最高額で決定されます。

⑥ 幼児教育・保育無償化について

・0～2歳児クラスの非課税世帯は、保育料が無償となります。

・3～5歳児クラスの子どもも、保育料が無償となります。(※給食費が発生します)

※3～5歳児クラスの給食費（主食費・副食費）のうち、以下の①、②に該当する場合は副食費が免除されます。

①年収360万円未満相当の世帯 ②第3子以降に該当する場合

給食費（主食費・副食費）の金額や徴収方法については、各保育施設へお問い合わせ下さい。

⑦ 保育料の納付方法について

・公立・私立保育所については中城村役場へ納付となります。(原則口座振替で、毎月5日が振替日です)

※残高不足等により引落し出来なかった場合は、翌月にまとめて口座引落しを行います。

・認定子ども園、小規模保育施設、事業所内保育施設については、それぞれの施設に納付となります。

納付方法については各施設へお問い合わせ下さい。

⑧ 実費徴収・上乘せ徴収について

・実費徴収：保育施設の利用において通常必要とされる経費で保護者負担となるもの。

【例】給食費、延長保育料、教材費、制服代及び体育着代等

・上乘せ徴収：教育保育の質向上を図る上で特に必要と認められる対価について保護者に負担を求めるもの。

【例】英会話教室、体育教室等（プール、ヨガ）

※実費徴収及び上乘せ徴収の金額や項目については、各保育施設へお問い合わせ下さい。

【参考】令和元年度 中城村保育料

●令和2年度中城村保育料はまだ決定しておりません。

下記保育料表より変更する可能性があります。決まり次第お知らせします。

※表中の（ ）内は第2子の額

階層区分	各月初日の入所児童に属する世帯の階層区分		保育料月額（円）	
	定 義		3歳未満児	
			標準	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	0
2-1	市町村民税 非課税世帯		0	0
2-2			一般世帯	0
3-1	48,600円 未満	ひとり世帯等	7,000 (0)	6,800 (0)
3-2		一般世帯	15,000 (7,500)	14,700 (7,350)
4-1-1	48,600円 以上 57,700円 未満	ひとり世帯等	9,000 (0)	9,000 (0)
4-1-2		一般世帯	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)
4-2-1	57,700円 以上 77,101円 未満	ひとり世帯等	9,000 (0)	9,000 (0)
4-2-2		一般世帯	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)
4-3	77,101円以上 97,000円未満		23,000 (11,500)	22,600 (11,300)
5	97,000円以上 169,000円未満		35,000 (17,500)	34,400 (17,200)
6	169,000円以上 301,000円未満		41,000 (20,500)	40,300 (20,150)
7	301,000円以上 397,000円未満		44,000 (22,000)	43,200 (21,600)
8	397,000円以上		51,000 (25,500)	50,100 (25,050)

※3歳児以上並びに非課税世帯の3歳未満児については無償化のため、保育料は発生しません。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯のほか、在宅障がい者のいる世帯を示します。

※多子軽減の年齢制限撤廃及び副食費免除の対象世帯ライン（年収360万円未満相当世帯）

————— 一般世帯 : 所得割額 57,700円未満（第1階層から第4-1-2階層）
 - - - - - ひとり親世帯等 : 所得割額 77,101円未満（第1階層から第4-2-2階層）

〔 上記ラインより所得の低い階層は、保育料算定時に年齢にかかわらず兄弟姉妹をカウントします。〕

〔 上記ラインより所得の高い階層は、保育料算定時に未就学で対象施設に在園している兄弟姉妹をカウントします。〕

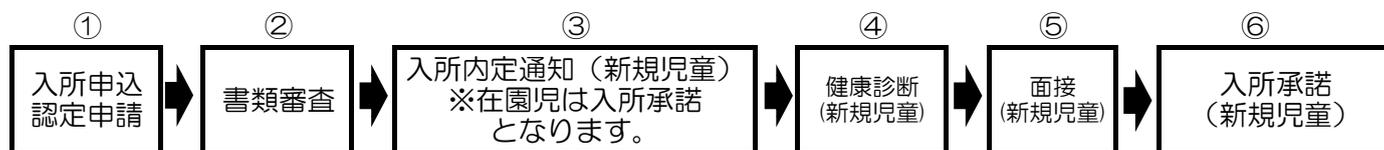
※対象施設とは、認可保育園、認定こども園、小規模・事業所内保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚部です。

私立幼稚園及び特別支援学校幼稚部に入所している場合は在園証明書の提出が必要となります。

※3歳児以上児は給食費（主食費・副食費）が発生します。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについては副食費が免除されます。（主食費は免除無し。）

7) 入所決定までの流れについて

入所の選考方法は、申込児童が保育を必要とする状態にあるかどうか、十分調査検討したうえで選考します。希望者が多い場合は、保育を必要とする程度の高い児童から入所承諾を行うため、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育所の定員の関係により入所できない場合には、待機児童となり、保育所に空きが出た場合は、各年齢毎に優先度の高い方から順にご案内致します。



①R1.11.11～11.29までの期間に福祉課まで提出となり、期間外の申込の場合は、待機児童扱いとなります。

②申請内容に不明な点がある場合は、勤務先へ電話確認や文書による照会を行います。

③審査の結果、入所内定通知（在園児は入所承諾通知）・不承諾通知を送付します。（令和2年1月中旬予定）

④入所内定通知を受けた、新規入所児童の方は、健康診断を受けて頂きます。（こども課より様式送付）

⑤園が指定する日にちに個人面談を受けて頂きます。※健康診断書持参。

⑥個人面談の結果、集団保育が可能と判断されたときは、R2年4月から保育施設の利用開始となります。

8) 保育所入所に関する注意事項について

① 申請内容に不明な点や虚偽があった場合

平成31年度申込時に勤務証明が出ているにもかかわらず、村民税申告等で相応の収入がない場合や勤務証明に不明な点があった場合、勤務地への電話による確認や文書による照会を行い、虚偽があった場合は入所できません。また、既に入所している場合は退所の措置を行います。

② 特別支援保育を希望する場合

申込書と一緒に「身体障害者手帳」又は「療育手帳」、「特別児童扶養手当証書」のコピー、もしくは医師の診断書（村心理士による意見書でも可能）を提出してください。提出された書類を元に特別支援措置会議に回ります。

③ 年度の途中で、修正申告等により課税額が変更になった場合

4月に溯り保育料の変更を行います。変更したことにより差額が出た場合は、追加納付、充当、還付を行います。

④ ※保育所入所中で転園を希望する場合（下記の点に注意してお申込下さい）

- ・転園希望の方は新規児童として取り扱います。必ず転園先に入所できる保障はありません。（在園加点無し）
- ・転園希望先で入所不可の場合でも、現在在園している施設に戻れる保障はありません。

⑤ 勤務状況等が変更となった場合

勤務の状況が変わった方は速やかに変更後の勤務証明書の提出をお願いします。また、退職後に求職活動を行う場合は「求職申立書」と「ハローワークカードの写し」の提出をお願いします。

⑥ 在園中の保護者で出産を予定されている皆様へ

出産後、正式な育児休業期間が記載された「勤務証明書」の提出が必要となります。

出産を理由で退職された方は育児休業が取得できない場合、「入所期間延長に係る申出書」（こども課窓口にて配布）を提出することが出来ます。（最大4ヶ月の保育継続が可能）なお、保育時間については、産前産後休暇の場合は「標準時間保育」、育児休暇及び入所延長に係る申出書の場合は「短時間保育」となります。

⑦ 職場復帰（育児休業からの職場復帰）に伴うお子様の申込を予定されている場合【年度途中の申込み】

申込の受付は職場復帰の2ヶ月前（保育所入所は1ヶ月前）より可能となっております。

【例】 8月1日復帰の場合 → 申請受付は6月1日から可能 → 入所は7月1日から可能

9) 保育所(園)名・定員等について①

保育所(園)名	住所	電話番号	定員						通常保育時間		延長保育時間				
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
公立保育所	吉の浦保育所	当間847-1	受入定員	9	31	31	40	40	月~金	7:15~18:15	8:15~16:15	18:15~18:45	7:15~8:15 16:15~18:45		
		988-0002	新規受入数	9	22	0	9	8	土	7:15~13:00	8:15~13:00		7:15~8:15		
			定員合計	151名											
私立保育所	育心保育園	南上原1066-6	受入定員	12	17	17	23	23	23	月~金	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00	7:00~8:30 16:30~19:00	
		895-2600	新規受入数	12	5	0	0	0	3	土	7:00~18:00	8:30~16:30		7:00~8:30 16:30~18:00	
			定員合計	115名											
	咲心ラホール保育園	北上原454-3	受入定員	15	18	24	24	24	14	月~金	7:15~18:15	8:15~16:15	18:15~19:15	7:15~8:15 16:15~19:15	
		917-0503	新規受入数	15	6	0	0	1	3	土	7:15~18:15	8:15~16:15		7:15~8:15 16:15~18:15	
			定員合計	119名											
	マシュー保育園	津覇316-1	受入定員	6	12	18	25	25	25	月~金	7:15~18:15	8:15~16:15	18:15~19:15	7:15~8:15 16:15~19:15	
		942-3225	新規受入数	6	6	6	13	10	10	土	7:15~18:15	8:15~16:15		7:15~8:15 16:15~18:15	
			定員合計	111名											
	私立認定こども園	ひよこの家保育園	新垣529	受入定員	12	18	18	20	20	20	月~金	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00	7:00~8:30 16:30~19:00
			895-5694	新規受入数	12	6	1	2	2	2	土	7:00~18:00	8:30~16:30		7:00~8:30 16:30~18:00
				定員合計	108名										
平安幼稚園		登又346	受入定員	-	-	36	33	44	40	月~金	7:30~18:30	8:30~16:30		7:30~8:30 16:30~18:30	
		895-0655	新規受入数	-	-	19	0	0	0	土	7:30~14:00	8:30~14:00		7:30~8:30	
			定員合計	153名											
はるゆめこども園		登又344-1	受入定員	14	24	24	24	22	23	月~金	7:15~18:15	8:15~16:15	18:15~19:15	7:15~8:15 16:15~19:15	
		895-0644	新規受入数	14	6	6	0	0	0	土	7:15~18:15	8:15~16:15		7:15~8:15 16:15~18:15	
			定員合計	131名											
CEC幼稚園		南上原387-3	受入定員	-	-	18	14	15	25	月~金	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30	7:30~8:30 16:30~19:30	
		895-4936	新規受入数	-	-	18	0	0	0	土	7:30~18:30	8:30~16:30		7:30~8:30 16:30~18:30	
			定員合計	72名											
中城みなみ保育園		南上原786	受入定員	18	36	42	42	47	51	月~金	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	7:00~8:30 16:30~19:00	
		870-3731	新規受入数	18	15	0	0	0	0	土	7:00~18:00	8:30~16:30		7:00~8:30	
			定員合計	236名											
夢の園こども園	南上原389-1	受入定員	6	12	18	22	22	22	月~金	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30	7:30~8:30 16:30~19:30		
	895-2778	新規受入数	6	12	18	22	22	22	土	7:30~18:30	8:30~16:30		7:30~8:30 16:30~18:30		
		定員合計	102名												

※令和元年11月時点の予定人数であり、確定された人数ではありません。保育士の確保状況等や施設の状況により、令和2年度入所内定までの間に変動する可能性があります。あらかじめご了承ください。

9) 保育所(園)名・定員等について②

保育所(園)名	住所 電話番号		定員						通常保育時間		延長保育時間		
			0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
小規模保育	きらら保育園 南上原783 895-1634	受入定員	4	6	7	-	-	-	月~金	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	7:00~8:00 16:00~19:00
		新規受入数	4	2	3	-	-	-	土	7:00~18:00	8:00~16:00		7:00~8:00 16:00~18:00
		定員合計	17名										
	美童保育園 南上原1023 988-4468	受入定員	6	6	6	-	-	-	月~金	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~7:30 18:30~19:00	7:00~8:30 16:30~19:00
		新規受入数	6	0	0	-	-	-	土	7:00~18:00	8:30~16:30		7:00~8:30 16:30~18:00
		定員合計	18名										
	さらばる保育園 南上原176-5 943-2345	受入定員	6	6	6	-	-	-	月~金	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	7:00~8:00 16:00~19:00
		新規受入数	6	6	6	-	-	-	土	7:00~18:00	8:00~16:00		7:00~8:00 16:00~18:00
		定員合計	18名										
事業所内保育	ひらやす保育園 登又346番地1 895-7711	受入定員	6	9	-	-	-	-	月~金	7:15~18:15	8:15~16:15	18:15~19:15	7:15~8:15 16:15~19:15
		新規受入数	4	4	-	-	-	-	土	7:15~18:15	8:15~16:15		7:15~8:15 16:15~18:15
		定員合計	15名										

※令和元年11月時点の予定人数であり、確定された人数ではありません。保育士の確保状況等や施設の状況により、令和2年度入所内定までの間に変動する可能性があります。あらかじめご了承ください。

10) 子育て支援事業

① 延長保育事業

勤務時間や通勤の関係でやむを得ない事業のため、通常の保育時間を越えて保育を必要とする児童を対象としています。料金及び延長保育の時間帯は認定区分及び施設毎に異なります。(150円~300円/時間)

② 特別支援保育(※診断書等の資料が必要となります。)

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で、保育の必要性が認められ、集団生活において支援が必要な児童には、通常保育よりも保育士数を増やし、より丁寧な保育を行うことで、子どもの発達を促します。

③ 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターとは、子育て家庭に対して、安心して楽しく子育てができるよう情報交換や相談等を行ったり、親子一緒に自由に遊べる場所を提供する施設です。以下3カ所にて事業を実施しています。

ごさまる(なかよし児童館内) / はるむの家(はるゆめこども園内) / ちゅらていーだ(中城みなみ保育園内)

④ 病児保育事業

病中のお子さんを、仕事や急な都合等で集団保育や家庭保育ができないとき、お子様を一時的にお預りします。利用の際は福祉課窓口にて事前登録が必要です。以下の2施設にて事業を実施しています。

うえむら病院(ももキッズ) / 太田小児科病児保育(キッズワールド)

生活保護世帯、非課税世帯は利用料の一部免除があります。また、施設によって利用の流れや利用時間、休診日が異なります。詳しくは福祉課までお問い合わせ下さい。

④ ファミリーサポートセンター(中城村・西原町・与那原町の3町村合同で実施)

こどもの一時預かりや保育施設への送迎、病児や病後児の預かりなど、子育ての支援を必要とするお願い会員と子育ての手助けをするサポート会員が、地域で相互援助活動を行う仕組みです。

おねがい会員及びサポート会員になるためには、事前登録や講座の受講が必要です。詳しくは福祉課へ連絡下さい。

中城村役場 こども課 保育・こども園係
TEL: 098-895-2134 (直通)